

ISO メルマガ(140203)

ISO9001・ISO14001 の改正状況(17) 簡条 6

今回は簡条 6について概要を紹介しましょう。

これまでのメルマガで紹介のとおり、ISO9001 及び ISO14001 とともに、MSS(マネジメントシステム規格)の共通要求事項を採用して改訂作業が進められています。

MSS 共通要求事項の簡条6は次の通りです(XXX は品質又は環境)。

6. 計画

6.1 リスク及び機会への取り組み

XXX マネジメントシステムの計画を策定するとき、組織は、4.1 に規定する課題及び 4.2 に規定する要求事項を考慮し、次の事項のために取り組む必要があるリスク及び機会を決定しなければならない。

- XXX マネジメントシステムが、その意図した成果を達成できることを確実にする。
- 望ましくない影響を防止又は低減する。
- 継続的改善を達成する。

組織は、次の事項を計画しなければならない。

a) 上記によって決定したリスク及び機会への取り組み

b) 次の事項を行う方法。

- その取り組みの XXX マネジメントシステムプロセスへの統合及び実施
- それらの取り組みの有効性の評価

6.2 XXX 目的及びそれを達成するための計画策定

組織は、関連する部門及び階層において、XXX 目的を確立しなければならない。

XXX 目的は、次の事項を満たさなければならない。

- XXX 方針と整合している。
- (実行可能な場合)測定可能である。
- 適用される要求事項を考慮に入れる。
- 監視する。
- 伝達する。
- 必要に応じて、更新する。

組織は、XXX 目的に関する文書化した情報を保持しなければならない。

組織は、XXX 目的をどのように達成するかについて計画するとき、次の事項を決定しなければならない。

- 実施事項
- 必要な資源
- 責任者
- 達成期限
- 結果の評価方法

固有の追加要求事項が追加されていますが、細分箇条だけで見ると、次のような追加がされています。

－ISO9001CD:

・6.3 計画変更

－ISO14001CD2:

・6.1.1 一般

・6.1.2 環境側面の特定

・6.1.3 順守義務の決定

・6.1.4 著しい環境側面及び組織のリスク及び機会の決定

・6.1.5 実施計画

・6.2.1 環境目的

・6.2.2 目的達成計画

すなわち、ISO9001 は MSS 共通要求事項に「6.3 計画変更」を追加したにとどまっていますが、ISO14001 は、2004 年版の 4.3.1 項から 4.3.3 項の要求事項を箇条 6 に盛り込んでいることが分かります。

(1) 箇条 6.1: リスク及び機会への取組み

今回の改正の最大のポイントとして「リスクをベースとした考え方」が導入されています。すなわち、

XXX マネジメントシステムの計画を策定するとき、組織は、4.1 で決定した外部及び内部の課題並びに 4.2 で決定した利害関係者の要求事項を考慮し、それらへの対応をする際にありうるリスク及び機会のうち、次の事項を達成するために取り組む必要があるリスク及び機会を決定することを求めています。

- － XXX マネジメントシステムが、その意図した成果を達成できることを確実にする。
- － 望ましくない影響を防止又は低減する。
- － 継続的改善を達成する。

なお、リスクへの取組みの選択肢には、例えば、リスクの回避、リスクの軽減、又はリスクの受け入れを含めることができるとしています。

なお、ISO14001 では上記のとおり、箇条 6.1.4 で「組織のリスク及び機会」と共に「著しい環境側面」も決定することとしていて、この「著しい環境側面」を決定する手順として、箇条 6.1.2 及び箇条 6.1.3 を設定しています。更に箇条 6.1.5 では、箇条 6.1.4 で決定した「著しい環境側面」及び「リスク及び機会」に対する取組みの実施計画の策定及びその取組みの管理を要求しています。この取組みは、次の箇条 6.2 の環境目的を策定する際に、「著しい環境側面」は考慮に入れることになり、「リスク及び機会」は考慮することになります。

(2) 箇条 6.2: XXX 目的及びそれを達成するための計画

この要求事項は、ISO9001、ISO14001 の視点からは次のような変更となります。

ISO9001 では、これまでの「品質目標」という用語が「品質目的」という用語に変わっています。その上でそれをどのように達成するか計画策定が新たに求められたこととなります。

ISO14001 では、「環境目標」という用語の使用はなくなったこととなります。実施計画の策定は基本的には 2004 年版から変更はありませんが、計画の中に「組織の事業プロセスへの統合方法」も含めるよう追加されています。これは ISO14001 固有の追加要求事項です。

(3) 箇条 6.3: 変更計画

この箇条は ISO9001 のみにあります。「変更の計画」に関する要求で、次のような内容となっています。

- ・組織は、品質マネジメントシステムのパフォーマンスを維持し、改善させるために、変更の必要性及び機会を決定しなければならない。
- ・組織は、計画した体系的な方法で変更を行い、リスク及び機会を識別し、かつ変更がもたらす可能性がある影響をレビューしなければならない。
- ・注記 変更の管理に関する特定の要求事項は、箇条 8 に記載されている。

以上

参考:ISO9001 及び ISO14001 の次期改正についてのこれまでのメルマガの記事は次に掲載されています。

・http://kanagawa-touroku.org/p/9000/?page_id=880